

# 平成26年産で

- ・ ナラシ移行円滑化対策に加入された方
- ・ そばでゲタ対策に加入されている方  
へのお知らせです！

## ○ ナラシ移行円滑化対策(26年産限り)

ナラシ移行円滑化対策は、**26年産に限り、ナラシ対策に加入できない者**のナラシ対策への移行を円滑に図るための対策です。

26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に交付します。交付に当たっては、**ナラシ対策と同様の書類の保存・提出が必要です。**

### 【交付対象】

米（ナラシ対策の米の対象範囲と同じです。）

生産数量目標の範囲内で生産された、**農産物検査3等以上のもの**（種子は除く）で、主食用として**平成27年3月31日までに、**

- ① JAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
- ② 農業者等が、消費者等に販売することとしたもの

### 【用意していただく書類】

**ナラシ対策と同様に、検査等級、販売数量の分かる書類**

### 【補てん額】

26年産のナラシ対策で、米の補てんが行われる場合は、**ナラシ対策の国費分相当の5割を交付**します。農業者の拠出は求めません。

※ 本対策は、**平成26年産限りの措置**です。平成27年産からナラシ対策に加入するために、平成27年6月末までに認定農業者又は新規就農者となるか、集落営農への参加をご検討ください。

## ○ ゲタ対策のそばの要件について

そばに対する「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」については、品質の良い国産そばが安定的に供給されるよう、**平成26年産から、麦や大豆と同様に、農産物検査を受けたそばのみが交付金の対象**となります。

※ **平成27年産からは、平成26年度中にそばの農産物検査の規格の見直しを行った上で、規格外品のそばは交付金の対象外**となります。